

令和6年9月定例会

決算特別委員会(令和5年度決算)会議録

令和6年10月7日

主 査 報 告

場 所 本会議場

令和6年10月7日(月曜日)

午前11時0分再開

本日の協議事項

- (1) 日程の決定
- (2) 分科会主査報告
- (3) 質疑
- (4) 採決
- (5) 委員長報告について

出席委員(35名)

委員長	野崎幸士
副委員長	川添博
委員	渡辺正剛
委員	永山敏郎
委員	工藤隆久
委員	荒神稔
委員	福田新一
委員	本田利弘
委員	山内いっとく
委員	山口俊樹
委員	下沖篤史
委員	齊藤了介
委員	黒岩保雄
委員	脇谷のりこ
委員	松本哲也
委員	山内佳菜子
委員	今村光雄
委員	坂本康郎
委員	二見康之
委員	佐藤雅洋
委員	日高陽一
委員	安田厚生
委員	内田理佐

委員	関師博規
委員	前屋敷恵美
委員	井本英雄
委員	岩切達哉
委員	重松幸次郎
委員	坂口博美
委員	山下寿
委員	外山衛
委員	武田浩一
委員	丸山裕次郎
委員	中野一則
委員	山下博三

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子

人事委員会事務局長 田村伸夫
労働委員会事務局長 日高正勝

事務局職員出席者

事務局長 小牧直裕
事務局次長 海野由憲
総務課長 福島久大
議事課長 菊池博
政策調査課長 西久保耕史
議事課長補佐 松本英治
議事課常任委員会
担当主幹 黒田真紀

◎ 日程の決定

○野崎委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

まず、本日の日程は、お手元に配付の次第のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 分科会主査報告

○野崎委員長 それでは、分科会主査の報告に入ります。

各主査に、順次、審査結果の報告をお願いいたします。

まず、総務政策分科会、川添博主査から報告をお願いします。

○川添主査〔登壇〕 御報告いたします。

当分科会所管の令和5年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。
まず、決算の概要についてであります。

令和5年度の一般会計の決算規模は、歳入が7,007億9,117万9,000円、歳出が6,771億8,444万1,000円で、令和4年度と比較して、歳入が4.6%、歳出が4.3%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、236億673万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、134億8,589万9,000円の黒字となっております。

決算に基づく本県財政の健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が対前年度比0.1ポイント増の11.5%、将来負担比率が対前年度比0.4ポイント増の97.7%となっております。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っているものの、本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費、さらには、今後も続くと見込まれる物価高騰への対策など、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような中、宮崎再生を着実に推進するとともに、3つの日本一挑戦プロジェクトの推進など、本県を新たなステージへと押し上げていく必要があります。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行っていただくよう要望いたします。

次に、「開発事業特別資金特別会計」について

このことについて委員より、「開発事業特別資金特別会計については、これまでの積立金が相当額あるが、単年度の収支の中で資金を活用するのみならず、積立金についても有効活用を図っていくのか」との質疑があり、当局より、「当該資金の活用については、積立金も含め、審議会での審議を踏まえて決定しており、当面は積立金を大きく取り崩すことなく、新エネルギーの普及・促進に向けた事業に充当することとしている。引き続き、当該資金の規模も含め、審議会に諮りながら有効に活用してまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、適正な資金規模等について、しっかりと検討した上で、引き続き、各種事業への効果的な資金活用を図っていただくよう要望いたします。

次に、人権啓発事業における「ふれあい映画祭」についてであります。

このことについて委員より、「令和5年度の映画祭への参加人数が令和元年度から半減しているが、令和5年度はどのような取組を行ったのか」との質疑があり、当局より、「映画上映にかかる費用の高騰に対応するため、上映回数を調整し、昨年度は半数の市町村では開催できたところである。市町村では希望の多い事業であることから、2年に1度は上映し、県内全域で満遍なく上映できるよう調整を行っている」との答弁がありました。

当局におかれては、人権の啓発は非常に重要であり、人権尊重の意識がしっかりと根づくよう、市町村と連携しながら、上映回数を増やすなど、より一層取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「令和5年度主要施策の成果に関する報告書」についてであります。

このことについて委員より、「報告書には施策の実績が記載されているが、現在の記載方法では当初予算編成の段階で想定していた実績が上がっているのか判断しづらい状態であるため、報告書の記載方法を変更するなどの対応ができないか」との質疑があり、当局より、「事業の成果を県民に示すために、主な実績内容等についてより分かりやすく記載できないか検討しているところである。主要施策の事業サイクルを踏まえつつ、少しずつ改善していけるよう対応してまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、評価を踏まえた有効な施策展開への活用や反映がしっかりと図られるよう、適正かつ簡易的な記載の在り方を検討いただくよう要望いたします。

以上をもって、当分科会の要望とし、報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○野崎委員長 次は、厚生分科会、山内佳菜子主査に報告をお願いします。

○山内主査〔登壇〕 御報告いたします。

当分科会所管の令和5年度宮崎県歳入歳出決算及び宮崎県立病院事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致により、認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、自殺対策についてであります。

このことについて委員より、「自殺対策強化として、夜間電話相談を拡充するなど対策を講じられているが、相談件数は伸びているのか」との質疑があり、当局より、「電話相談を受けた8,666件のうち、夜間は4,649件である。相談の多い時間帯はおおむね把握できていることから、当該時間帯に対応できる体制を取っている。相談者が電話をかけたいと思ったときに、対応

できる体制づくりが重要であると考えている」
との答弁がありました。

当局におかれましては、電話やSNSによる相談等について、これまでの実績を生かし、より手厚い相談体制となるよう一層の工夫や改善を行うとともに、地域においても、相談者が話を聞いてほしいときに、身近で気軽に相談できる体制づくりに努めていただくよう要望します。

次に、青少年自然の家についてであります。

このことについて委員より、「今後の老朽化対策について、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「財産総合管理課等と意見交換しながら、改修計画に基づき対応を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「当初の設置目的はどのようなものであったか」との質疑があり、当局より、「様々な体験活動、集団生活の訓練などを通じて、青少年の健全育成を図るものであり、人材育成の側面が強い」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「現在の施設周辺の状況や社会情勢等を、本来の目的に照らせば、施設の在り方を根本的に考えていかなければならない時期にあるのではないか」という意見がありました。

当局におかれては、中長期的な展望を視野に、教育や施設の管理など幅広い観点から他部局とも真剣に協議し、今後の施設の在り方について検討していただくよう要望いたします。

最後に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

令和5年度の病院事業収益は381億5,937万6,000円、病院事業費用は424億4,321万9,000円であり、純損失は42億8,384万2,000円となり、前年度と比較して、31億976万5,000円の減益となっております。

これは、前年度と比較して、入院・外来収益は増加した一方で、旧宮崎病院の解体に伴う特別損失を計上し、物価高騰や賃金の上昇により費用が増加したことによるものであります。

このことについて委員より、「今後どのように患者数を確保していくのか」との質疑があり、当局より、「高度急性期病院としての役割をしっかりと見極めることが鍵になると考えている。例えば、がん治療の強化はその一つであり、宮崎病院ではがんセンターの設置を進めており、延岡病院では外来化学療法を推進している。これまで域外に流出していた患者について、域内で治療する体制を確保し、集患対策を着実に講じてまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、地域医療を守る観点から、政策医療や不採算医療の提供など、公立病院としての役割を果たすことをしっかりと念頭に置き、集患対策を強化することにより持続可能な経営を行うとともに、災害や新興感染症などの非常時にも中核的役割を担うことが期待される公立病院の支援を、国に対し、粘り強く求めていただくよう要望します。

以上をもって、当分科会の要望とし、報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○野崎委員長 次は、商工建設分科会、山下寿主査に報告をお願いします。

○山下主査〔登壇〕 御報告いたします。

当分科会所管の令和5年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、観光デジタルプロモーション強化事業についてであります。

このことについて委員より、「県公式観光サイト全面リニューアル」の効果について質疑があり、当局より、「検索されやすいキーワードとなるよう名称を「旬ナビ」から「みやざき観光ナビ」へ変更し、掲載写真のサイズや枚数、季節ごとの写真を掲載するよう工夫した結果、リニューアル後の令和6年3月から令和6年8月までのアクセス数は、前年比で175%となっている」との答弁がありました。

当局におかれましては、「観光立県宮崎」として非常に重要である県公式観光サイトの積極的な情報発信について、より一層アクセス数が増えるよう工夫を重ねながら、継続的に取り組んでいただきますよう要望します。

次に、宮崎県人会世界大会の開催についてであります。

このことについて委員より、大会開催の成果について質疑があり、当局より、「県や県人会同士の交流により、国内外ネットワークを改めて確認することができたとの御意見をいただいている。今後、このネットワークを通じて、県産品のPRや観光誘客等の支援を行っていただけないかと期待している」との答弁がありました。

当局におかれましては、県産品のPRや観光誘客等の各種施策において、宮崎県人会世界大会の開催により再認識できた県人会のネットワークを生かした取組を検討していただきますよう要望いたします。

次に、河川パートナーシップ事業についてであります。

これは、良好な河川環境を維持するため、県とパートナーシップを締結した自治会等の協力団体に、県が管理する河川の草刈り作業等を実施していただくものであります。

このことについて委員より、高齢化・人口減少により担い手が減った場合の対応について質疑があり、当局より、「担い手の負担を軽減するため、一部、自走式の草刈り機を導入している。今後もリモコン式の草刈り機等の導入も検討することで、パートナー協力団体の負担軽減を図っていく」との答弁がありました。

当局におかれましては、労力の負担軽減となる機械の導入を推進するとともに、パートナー協力団体の協力関係の維持及び増加を図っていただくよう要望します。

最後に、県土整備部が所管する建設工事についてであります。

このことについて委員より、事業の繰越額が多くなっていることについて質疑があり、当局より、「国の補正予算で配分されるものは年度内執行が非常に厳しい状況だが、建設業者の持ち工事の状況等について、関係団体ともしっかりと意見交換しながら計画的な執行に努めてまいります」との答弁がありました。

当局におかれましては、事業の繰越額の削減に向けて、工事の早期発注など、計画的な予算の執行に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当分科会の要望とし、報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○野崎委員長 次は、環境農林水産分科会、内田理佐主査に報告をお願いします。

○内田主査〔登壇〕 御報告いたします。

当分科会所管の令和5年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、山間地域の不法投棄対策についてであります。

このことについて委員より、「令和5年度は不法投棄に対する監視パトロールを72回実施しているとのことだが、具体的にどういうところをパトロールしており、また、不法投棄の状況はどうか」との質疑があり、当局より、「西米良村、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の計6町村において、月1回の監視パトロールを森林組合にて実施していただいている。不法投棄の原因者が特定できたものについては、原因者へ撤去等の指導を行っているが、令和5年度末時点で、県内では不法投棄の現場が24件、約8,878トンあり、引き続き原因者への指導等により早期回復に努めたい」との答弁がありました。

当局におかれましては、不法投棄防止のため、より徹底した監視パトロールを実施するとともに、引き続き原因者の速やかな特定と撤去等の適正な指導を行っていただくよう要望します。

次に、省エネ家電の導入支援等についてであります。

このことについて委員より、「省エネ家電導入支援や蓄電池・EVを活用した再エネ電力自家消費促進など、消費者にとって魅力的な事業であったと思うが、どのような実績と効果があったのか」との質疑があり、当局より、「令和5年度の実績として、冷蔵庫やエアコン等の省エネ家電が5,452台、蓄電池が150件導入されるなど、電気代の節減や温室効果ガス排出削減の効果が

あり、また、県民や県内事業者が省エネ・再エネに取り組んでいただくきっかけにもなったと考えている」との答弁がありました。

当局におかれては、温室効果ガスの排出削減による脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、省エネ・再エネにつながる支援事業に取り組みながら、県民や事業者の機運醸成を図っていただくよう要望します。

次に、小水力発電についてであります。

このことについて委員より、小水力発電の導入状況について質疑があり、当局より、「企業局や国庫補助事業などの可能性調査によると、用水路やダムといった農業水利施設を活用した小水力発電として採算性が見込まれるところが36か所あり、現在までに14か所整備したところである」との答弁がありました。

小水力発電は、先人が残した水路等を活用し、急傾斜地といった不利な条件も生かしながら、利益を生み出すことができる大変有効な取組であるため、当局におかれては、農業水利施設を活用した整備の可能性調査を継続しながら、条件不利地域における積極的な導入を推進していただくよう要望します。

最後に、漁港における流木被害についてであります。

このことについて委員より、「台風や大雨のたびに流木が漁港に流れ込む被害が生じているが、漁業者はどのような認識を持っておられるのか。また、漁港において、上流からの流木対策に係る事業は実施しているのか」との質疑があり、当局より、「流木によって漁船等に被害が生じた場合、漁業者は自身の保険金等により負担しなければならないため、上流からの流木に対する懸念を強く持つ一方で、二次被害防止のため、海岸に漂着した流木の回収を漁業者が行うなど、

被害拡大の防止を心がけている。漁港において、上流からの流木を防ぐ事業は実施していない」との答弁がありました。

当局におかれては、被災した漁業者への速やかな支援を行うとともに、関係部局が連携し、漁港への流木の流入防止対策を検討していただくよう要望します。

以上をもって、当分科会の要望とし、報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○野崎委員長 次は、文教警察企業分科会、重松幸次郎主査に報告をお願いします。

○重松主査〔登壇〕 御報告いたします。

当分科会所管の令和5年度宮崎県歳入歳出決算並びに宮崎県電気事業会計決算、宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算、宮崎県地域振興事業会計決算につきましては、慎重に審査いたしました結果、宮崎県歳入歳出決算については賛成多数により、その他の決算等については全会一致により、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局における宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

令和5年度の純損失は6億7,505万9,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処理欠損金は4億8,174万円となっております。

なお、供給電力量の目標達成率は、台風により祝子発電所及び綾第二発電所が長期間停止したことなどから、92.3%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

令和5年度の純利益は1,862万2,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は8,012万3,000円

となっております。その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、一部の受水企業の使用水量需要が増加したことから、100.4%となっております。

次に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

令和5年度の事業収益は1,092万1,000円、事業費用は2,300万9,000円で、当年度純損失は1,208万8,000円となっており、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は3,109万5,000円となっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、台風の冠水被害による臨時休業などで利用者が減少したことにより、78.9%となっております。

このことについて委員より、「台風が発生しない月においても、利用者数は目標達成していない。目標を達成すれば収入目標は達成するのか、また、ここ数年で黒字だった年度はあるのか」との質疑があり、当局より、「利用者数の目標を達成すれば利益は確保できる。また、令和3年度は黒字であり、コロナ禍で全国的にゴルフの利用者が増加したことや、若者の利用が増えたためである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「目標達成に向けて、今後どのような対策を考えているのか」との質疑があり、当局より、「地域の方に認知していただくことが重要であると考えており、今年度から経験豊富な支配人を新たに迎え、認知度の向上を意識しながら、工夫して運営を行っていただいている」との答弁がありました。

当局におかれては、地域の方だけでなく若者への認知度の向上に向けた取組を強化するとともに、長期的な経営シミュレーションを行い、

今後の見通しを分析した上で、事業の在り方を検討していただきますよう要望いたします。

次に、いじめ・不登校対策についてであります。

このことについて委員より、「いじめた生徒に対し、どのような指導がされているのか」との質疑があり、当局より、「いじめの認知から解消までのガイドラインに基づき、チーム学校として、スクールソーシャルワーカー等を含め、いじめた生徒の置かれた環境や家庭の状況等を把握し、指導を行っている」との答弁がありました。

さらに委員より、「いじめた生徒の保護者に対しては、踏み込んだ指導がされているのか」との質疑があり、当局より、「スクールソーシャルワーカーが家庭との連絡窓口になり、関係機関につなぎながら、状況を把握して助言を行っている」との答弁がありました。

いじめがなかなか減らない、いじめによって自殺してしまう場合もあることから、当局におかれては、いじめた生徒だけでなく、その保護者とも積極的に話し合いを行うとともに、関係機関との連携をより一層強化していただきますよう要望いたします。

次に、高齢者の交通事故防止についてであります。

このことについて委員より、「高齢運転者が加害者となる交通事故件数は1,089件で、全事故に占める割合は31.2%と過去最高となっているが、高齢者の交通事故を防ぐためにどのような取組を行っているのか」との質疑があり、当局より、「制限運転の推奨のほか、高齢者の自宅を訪問して交通安全に関する啓発などを実施している」との答弁がありました。

さらに委員より、「最近の車両は、追突防止機

能などサポート機器が備わっており、性能が向上しているものが増えている。事故車両について、サポート機器の有無を確認しているのか」との質疑があり、当局より、「現在、事故現場でサポート機器の有無は確認していないが、それらのデータについて、事故の抑制に活用できるか検討してまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、高齢者の交通事故を防止するために、事故車両におけるサポート機器の装備の有無について、自動車会社等と連携し、データ収集を検討するとともに、夜間の歩行時における、明るい服装や反射材の着用率を高める取組を行っていただくよう要望いたします。

以上をもって、当分科会の要望とし、報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○野崎委員長 以上で各分科会の主査報告は終わりました。

分科会の主査報告は、全ての分科会で認定、または可決及び認定であります。

ただいまの各分科会主査報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 採 決

○野崎委員長 質疑もないようですので、それでは、議案第22号から第26号までの採決を行います。

まず、議案第22号についてお諮りいたします。

議案第22号に対する全ての主査の審査結果報告は認定であります。各主査の報告のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○野崎委員長 挙手多数。よって、本案は、各主査の報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号から第26号までについて、一括お諮りいたします。

各号議案に対する関係主査の審査結果報告は、認定、または可決及び認定であります。関係主査の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、関係主査の報告のとおり認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

◎ 委員長報告について

○野崎委員長 次に、決算特別委員会としての委員長報告についてであります。

9日の本会議におきまして、決算特別委員会委員長の審査結果報告を行うこととなっております。

ただいまの各主査の報告に基づきまして、委員長報告の骨子案をお手元の資料のとおり取りまとめております。

委員長報告については、この骨子案を基に作成したいと思いますが、その取扱いにつきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、そのように取り計らいます。

◎ 閉 会

○野崎委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午前11時34分閉会

署 名

決算特別委員会委員長 野 崎 幸 士

